

異議申立審査役年次活動報告書

2018 年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異 議 申 立 審 査 役

異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境社会配慮審査部署（以下「事業担当部署」）から独立した理事長直属の「異議申立審査役」（以下「審査役」）が設置されています。

異議申立制度は、（1）JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、（2）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

（異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>）

年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき、2018年度の審査役の活動状況を公表するものです。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2010年4月）に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。2018年度において、異議申立はありませんでした。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2019年 5月

異議申立審査役

金子 由芳 (かねこ ゆか)

神戸大学大学院国際協力研究科教授

早瀬 隆司 (はやせ たかし)

長崎大学名誉教授

松下 和夫 (まつした かずお)

京都大学名誉教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2018年度において異議申立はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2018年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立に係る審査役調査報告書の作成

2018年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

6 異議申立人から寄せられた意見

該当なし。

7 理事長指示の実施状況の確認

(1) 「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業」に係る理事長指示の実施状況

同案件について、「異議申立手続要綱」13条2項前段に基づき、2019年3月12日に JICA 事業担当部署に聴き取りを行ったところ、審査役の提言¹を受けて現地政府による取り組みが続けられている旨、報告を受けた。これを受けて、審査役は同日に JICA 理事長と面談し、理事長に対して、現地政府への適切な働きかけを継続するよう、助言を行った。

(2) 「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」に係る理事長指示の実施状況

¹ 2014年11月4日付「ミャンマー連邦共和国ティラワ SEZ 開発事業:環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」3.5. 問題解決の方法、3.6. 継続支援について
(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/report_mya01_141105.pdf)

同案件について、「異議申立手続要綱」13条2項前段に基づき、2019年3月12日に JICA 事業担当部署に聴き取りを行ったところ、審査役の提言²を受けて現地政府や現地農民組織を広く取り込む対話促進活動に注力しているが、意見調整になお時間を要する状況について、報告を受けた。これを受けて、審査役は同日に JICA 理事長と面談し、現地政府による対話促進の努力を引き続きフォローアップするよう助言を行った。

II. 国際会議への参加

1 金融仲介者の環境社会配慮強化に係る地域別ワークショップへの参加

金融仲介者による環境社会配慮の確保・強化を目的に、アジア開発銀行のコンプライアンスレビューパネル事務局 (Office of Compliance Review Panel) 並びに中国財務省国際部及び中国銀行保険監督管理委員会政策研究局との共催で、ワークショップ「Regional Workshops on Enhanced Understanding of the Environmental and Social Compliance and Accountability to Project Affected Persons by Financial Intermediaries」が開催されました。同ワークショップには、中国の金融機関並びに国際金融機関、国際 NGO 等が参加し、2018年6月12日に北京で、また6月14日と15日には厦門で会合が開かれました。同ワークショップには、松下審査役と金子審査役が参加し、JICA の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立制度について紹介するとともに、世界銀行やアジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行、欧州投資銀行等と情報共有や意見交換を行いました。

2 異議申立審査制度ネットワーク年次総会への参加

異議申立審査制度ネットワーク (Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet) は、国際金融機関・開発援助機関における内部統制・監査の一環として、環境社会配慮に係るアカウンタビリティやコンプライアンスの強化に関わっている専門家が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICA は、2016年より、オブザーバーとして IAMnet の年次総会に参加しています。

2018年度には、世界銀行の主催により、11月12日から同月14日にかけて米国ワシントン DC にて IAMnet の第15回年次総会が開催され、松下審査役が参加しました。総会で

² 2017年11月1日付「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業:環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」第4章(2)JICA に対する提言」
(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf)

は、国際金融機関や開発援助機関等における異議申立制度の関係者による情報共有や課題の検討が行われた他、NGO・CSO との円卓会議も行われました。

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

国際協力機構（JICA）が、2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱にもとづき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱にもとづき事務局が設置されています。

以上